ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の120に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の98に相当する単位数）

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数）

（削る）

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の86に相当する単位数）

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の91に相当する単位数）

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の87に相当する単位数）

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の74に相当する単位数）

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から16の４までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の66に相当する単位数）